

社会福祉法人精華町社会福祉協議会

情報公開規程実施要領

(目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人精華町社会福祉協議会（以下「本会」という。）情報公開規程第14条に基づき情報公開に関わる具体的事項について定めたものである。

(取組姿勢)

第2条 本会が行う社会福祉活動は、住民各層の幅広い参加を得て、信頼関係の上に成り立っていることを考慮して、透明性のある運営に努め、一層の信頼を確立するために次のことに配意し情報公開を行うものとする。

- (1) 積極的かつ協調な姿勢をもって適切に対応すること。
- (2) つねに説明能力を十分発揮し、十分な理解を得られるように努めること。
- (3) 公開請求に対しては、できる限り速やかに公開をする旨、又はしない旨を決定し、その旨を通知すること。

(公開請求への対応)

第3条 情報公開の請求を求める請求者に対し、次の事項を確認すること。

- (1) 請求者の個人、団体の場合は、責任者が特定されていること。
 - (2) 公開する文書等を特定するための情報の提供を求めること。
 - (3) 請求の理由又は利用目的は、必ずしも必要としないものであること。
- 2 請求者から膨大な資料を要求された場合、あるいは公開資料の全部に不足をきたすとき等の場合は、請求者に対し、情報公開部分公開決定通知書、情報公開期間延長決定通知書、情報公開決定期限特例適用通知書により通知を行ない、公開時期、公開方法等について十分な理解を得られるよう努めること。
- 3 請求者との対応についての記録を保存すること。

(公開する情報)

第4条 情報公開規程第7条に基づき公開する情報は、本会の文書管理規程に基づき、本会が保存又は保管している文書等であること。

(費用の請求)

第5条 情報公開規程第10条第2項に基づく費用の請求は、次のとおりとし、請求者に対し、実費相当の負担分について説明又は通知するなど、あらかじめ了解を得ておくこと。

(1) 閲覧の場合は無料とする。

(2) 写しの交付は、原則として日本工業規格 B5判から A3判までの用紙を用いて作成し、

ア 白黒の場合 1枚につき10円

イ カラーの場合 B5判～B4判 1ページにつき50円

A3判 1ページにつき80円

その他の場合は、実費相当額とする。

附 則

この要領は、平成18年 4月 1日から施行する。